

平成31・32年度（2019・2020年度）

熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第2条第2項に規定する格付基準について、次のとおり定めるものとする。

1 等級区分の資格要件

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果（以下「経審結果」という。）における総合評点（以下「経営事項評価点数」という。）に、2に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を加えた総合点数（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。ただし、この場合において（2）から（6）までに規定する要件を満たしていなければならない。

なお、前回格付された等級から3等級以上変動する場合は、2等級までに止めるものとする。

また、前回格付を受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。ただし、合併による新設会社、協業組合及び事業協同組合について、「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領」、「建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」の規定により、総合点数の算定に係る特例措置の適用を受けた業種にあってはこの限りでない。

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	1,439点以上 1,046点以上 (※1,095点以上)	1,240点以上 1,000点以上	1,225点以上	1,030点以上	970点以上
B	749点以上	850点以上	960点以上	850点以上	840点以上
C	749点未満	790点以上	960点未満	850点未満	840点未満
D		790点未満			

※土木一式工事及び建築一式工事にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

※土木一式工事におけるA2等級の下段括弧書きについては、熊本地域に適用する。

(2) 建設業許可の種類

土木一式工事A1、建築一式工事A1及びA2等級にあつては、特定建設業の許可を有すること。

(3) 当該業種にかかる平均完成工事高

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	2億円以上 1億円以上	5億円以上 1億6千万円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B	2千万円以上	5千万円以上	15百万円以上	15百万円以上	15百万円以上
C		2千万円以上			

※土木一式工事及び建築一式工事にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(4) 当該業種にかかる1級技術者数

(平成30年(2018年)9月30日現在において継続して6か月を超えて在籍する者)

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	5人以上 3人以上	5人以上 3人以上	1人以上	1人以上	1人以上
B	1人以上	1人以上			

※土木一式工事及び建築一式工事A等級にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(5) 自己資本額

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	1億5千万円以上 2千万円以上	1億2千万円以上 4千万円以上	2千万円以上	2千万円以上	2千万円以上

※土木一式工事及び建築一式工事にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(6) A1要件

ア 直近3回(平成28年度(2016年度)~平成30年度(2018年度)格付)の当該業種の等級がA1又はA2であること。

イ 土木又は土木及び建築が主体(50%以上)であること。

2 技術事項等評価項目及び数値

(1) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績

ア 熊本県発注工事の種類別平均工事成績

期間中に竣工検査を完了した熊本県発注工事について、下記の計算式に応じて点数を算出。
なお、期間中に実績がない場合は加点なしとし、点数が負の数値の場合は減点となる。

工事種別	土木一式工事 舗装工事	電気工事 管工事	建築一式工事
期間 (検査日)	平成26年(2014年)1月1日~ 平成30年(2018年)12月31日		平成21年(2009年)1月1日~ 平成30年(2018年)12月31日
倍率 算出	$Y=0.00000016363X+3$		<p>≪当初契約額5,500万円未満≫</p> $Y=0.00000010909X+4$ <p>≪当初契約額5,500万円以上1億3,200万円未満≫</p> $Y=0.0000002597X+8.57196$
	<p>X:期間中に竣工した熊本県発注工事における当初契約額の最高額 Y:倍率</p>		
点数 算出	$\text{点数} = \{ (\text{対象工事成績の平均点} - 65) \times Y$		
	※当初契約額5,500万円以上はY=12で固定		※当初契約額1億3,200万円以上はY=12で固定

※倍率（Ｙ）及び平均点は小数点以下を保持して計算し、計算結果から小数点以下を切り捨てたものを点数とする。

※合冊工事は関係工事の平均点を算出（四捨五入により整数化）し、それを1件の工事と見なして全体の工事成績を算出する。

※熊本市の政令指定都市移行に伴い県から熊本市に移譲された国道・県道及び水前寺江津湖公園に係る熊本市発注工事を含む。

ただし、熊本市発注工事の工事成績は、熊本市発注の種類別工事成績（全体）の平均と熊本県発注の種類別工事成績（全体）の平均を比較し一定の割合を乗じて補正

《土木一式工事、舗装工事》※検査日

平成26年（2014年）1月1日から平成30年（2018年）12月31日まで

《建築一式工事、電気工事、管工事》※検査日

平成24年（2012年）4月1日から平成30年（2018年）12月31日まで

イ 熊本県発注工事優良工事状況

（平成29年（2017年）1月1日から平成30年（2018年）12月31日まで）

区 分	点 数
工事成績85点以上	20点
工事成績80点以上85点未満	10点

※1年につき1件について評価する。

ウ 熊本県発注工事粗雑工事状況

（平成29年（2017年）1月1日から平成30年（2018年）12月31日まで）

区 分	点 数
工事成績65点未満	1件当たり△20点

（2）信用の度合

区 分	点 数
平成29年（2017年）1月1日から平成30年（2018年）12月31日までの間における指名停止	1月当たり△20点

※1月未満の端数は1月で算定する。

（3）その他

ア 公共工事（国、地方公共団体、公団等発注の元請工事）の完成工事高

区 分	点 数
500百万円以上	80点
400百万円以上 500百万円未満	70点
300百万円以上 400百万円未満	60点
200百万円以上 300百万円未満	50点
100百万円以上 200百万円未満	40点
50百万円以上 100百万円未満	30点
10百万円以上 50百万円未満	20点
10百万円未満	10点
工事なし	0点

※2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受審業者は直前の営業年度（1年分）における完成工事高により評価する。

イ 県関係研修会受講状況

区 分	点 数
平成 29 年（2017 年）1 月 1 日から平成 30 年（2018 年）12 月 31 日までの間における熊本県建設技術センター主催の研修会出席状況	出席人数 1 人につき 1 点 （10 点まで）

ウ 専門工事における完成工事高・完成工事高比率（舗装工事・電気工事・管工事のみ）

(7) 専門工事の平均完成工事高

区 分	点 数
5 億円以上	50 点
4 億円以上 5 億円未満	40 点
3 億円以上 4 億円未満	30 点
2 億円以上 3 億円未満	20 点
1 億円以上 2 億円未満	10 点
1 億円未満	0 点

※格付適用年度の前年度の経営事項審査における専門工事の平均完成工事高により算定する。

(イ) 平均完成工事高合計に占める専門工事の平均完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90 点
80%以上 90%未満	80 点
70%以上 80%未満	70 点
60%以上 70%未満	60 点
50%以上 60%未満	50 点
40%以上 50%未満	40 点
30%以上 40%未満	30 点
20%以上 30%未満	20 点
10%以上 20%未満	10 点
10%未満	0 点

※ 格付適用年度の前年度の経営事項審査における平均完成工事高合計に占める専門工事の完成工事高の比率により算定する。

エ 高度な技術を要する工事の実績

（平成 16 年（2004 年）年 4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）年 12 月 31 日まで）

区 分	点 数
トンネル工事	10 点
PC 橋上部工事	10 点
基礎工事	10 点
軟弱地盤処理工事	10 点
管きょ推進工事	10 点
ダム工事	10 点

※土木一式工事の格付のみを加点対象とする。

※各工事の実績が 1 件以上ある場合に区分ごとに 10 点を加点する。

※該当する工事の工種は次のとおり。

・トンネル工事・・・NATM 工法・矢板工法・シールド工法（下水道管等埋設工事含む）

（注：トンネル工事には河川トンネル工事を含む）

・PC 橋上部工事・・・ポストテンション方式・プレテンション方式（現場施工でプレストレス工を伴う）

・基礎工事・・・ニューマチックケーソン工・オープンケーソン工・鋼管矢板基礎工・深礎杭工・場所打杭（アースドリル工法など）

- ・軟弱地盤処理工事・・サトコンパクション工法・深層混合処理工
 - ・管きょ推進工事・・・中大口径推進工法（呼び径800mm～）
 - ・ダム工事・・・・・重力式コンクリートダム工・アーチ式コンクリートダム工・ロックフィルダム工
- （注：ダム工事は多目的ダム・治水ダム・利水ダムに限る。治山ダム・砂防ダムは非該当）

オ エコアクション21の取得状況（平成30年（2018年）9月30日現在）

区 分	点 数
エコアクション21の取得	5点

※経営事項評価点数にISO14001の評価点数が含まれる場合は加点しない。

カ 事業活動温暖化対策計画又はエコ通勤配慮計画の取組状況
（平成30年（2018年）9月30日現在）

区 分	点 数
熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」又は「エコ通勤配慮計画」に任意で取り組んでいる者	各計画につき2点

キ 新規学卒者雇用の状況（平成30年（2018年）12月31日現在）

区 分	点 数
学校教育法に規定する学校又は専修学校を平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの間に卒業した者を採用し6か月を超える常勤雇用	1人につき4点 （16点まで）

ク 若年者の定着の状況（平成30年（2018年）年9月30日現在）

区 分	点 数
平成25年（2013年）10月1日から平成27年（2015年）9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し3年以上継続雇用	1人につき3点 （12点まで）

ケ 大臣、知事表彰状況

区 分	点 数
平成29年（2017年）1月から平成30年（2018年）12月までの間における大臣又は知事の表彰	表彰1件につき10点

※表彰者が大臣又は知事の場合に限る。

コ VE提案の採択状況

区 分	点 数
平成29年（2017年）1月から平成30年（2018年）12月までの間における採択状況	1件につき20点

※共同企業体（JV）による提案の場合は、出資比率により点数を按分する。

カ 舗装施工管理技術者（平成30年（2018年）9月30日現在）

区 分	点 数
1級舗装施工管理技術者	1人につき 5点
2級舗装施工管理技術者	1人につき 2点

※舗装工事の格付のみを加点対象とする。

シ 舗装用機械の保有状況と施工体制（平成30年（2018年）9月30日現在）

対象機種	規格	点数
アスファルトフィニッシャー	舗装幅1.4m以上	20点
① マカダムローラー	質量10t以上	10点
② タイヤローラー	質量8t以上 公道自走式	10点
③ モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上 公道自走式	10点

※舗装工事の格付のみを加点対象とする。

※①～③の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有する者のみに加点する。

※同種の機械を複数台所有していても、加点対象は1台のみとする。

※機械の自社保有（平成30年（2018年）9月30日）が確認でき（専属リースを含む）、平成30年（2018年）9月30日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手（資格取得者）を3人以上雇用している場合に加点する。

運転手の資格取得状況	<p>下記1及び2のいずれの条件も満たしていること</p> <p>1 大型特殊免許を有すること。</p> <p>2 労働安全衛生法第61条による技能講習[車両系:整地・運搬・掘削]を修了している、又は労働安全衛生法第59条による特別教育[締固用機械]を修了したこと。なお、技能講習[車両系:整地・運搬・掘削]を修了したことと同等と認められる場合は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転技能特例講習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいずれかを修了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定1級又は2級（6種は除く）に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行う者を除く）を修了したこと。
------------	---

ス 社会的貢献度

(7) 障がい者の雇用状況（平成30年（2018年）6月1日現在）

区分	点数
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される者	法定雇用率を達成している場合 5点
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用されない者	障がい者を1人以上雇用している場合 5点

(イ) 男女共同参画の推進状況（平成30年（2018年）9月30日現在）

区分	点数
就業規則において育児休業制度及び介護休業制度の両制度を設けている場合	5点

(ウ) 社会貢献活動の状況（平成 30 年（2018 年）12 月 31 日現在）

区 分	点 数	
①常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者	常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している人数 1人：2点 2人：3点 3人以上：4点 熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者 1点 (上限5点)	2項目で10点を上限
②保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者	5点	

(I) 防災協定の締結状況（平成 30 年（2018 年）9 月 30 日現在）

区 分	点 数
県と防災協定を締結している場合	20点
熊本県内市町村と防災協定を締結している場合 (県と防災協定を締結している場合を除く)	5点

※県との防災協定は、(一社)熊本県建設業協会、(一社)熊本県法面保護協会、(一社)熊本県造園建設業協会、(一社)熊本県測量設計・コンサルタツ協会、(一社)熊本県地質調査業協会、(一社)熊本県電設業協会、熊本県電気工事業工業組合、熊本県管工事業組合連合会、(一社)熊本県防災交通安全施設・橋梁補修業協会、(一社)熊本県道路保全協会のいずれかの団体に加入している場合に加点する。市町村との協定は、市町村と直接協定を締結している場合若しくは協定を締結する団体に加入している場合に加対象とする。

セ 不当要求防止責任者講習の受講状況

区 分	点 数
平成 26 年（2014 年）1 月 1 日から平成 30 年（2018 年）12 月 31 日までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者	3点

ソ 新分野進出の状況

区 分	点 数
平成 29 年（2017 年）1 月 1 日から平成 30 年（2018 年）12 月 31 日までの間における新分野進出の状況	10点

タ 継続学習制度（CPD（S））の単位取得状況

（平成 25 年（2013 年）10 月 1 日から平成 30 年（2018 年）9 月 30 日まで）

区 分	点 数
100UNIT以上	20点
80UNIT以上 100UNIT未満	16点
60UNIT以上 80UNIT未満	12点
40UNIT以上 60UNIT未満	8点
20UNIT以上 40UNIT未満	4点
1UNIT以上 20UNIT未満	1点
1UNIT未満	0点

※以下の団体が実施する継続学習制度について、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事の格付において加点対象とする。

土木一式工事、舗装工事において評価対象となる団体	建築一式工事において評価対象となる団体
（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（一社）建設コンサルタンツ協会、（公社）地盤工学会、（一社）森林・自然環境技術者教育会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国上下水道コンサルタント協会、（公社）土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本技術士会、（公社）日本造園学会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）交通工学研究会、（一社）全日本建設技術協会	（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会、（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、（一社）日本建築構造技術者協会、（一財）建設業振興基金、（公財）建築技術教育普及センター

チ 新技術開発等への取組状況

（平成 26 年（2014 年）1 月 1 日から平成 30 年（2018 年）12 月 31 日まで）

区 分	点 数
特許権の設定登録	1件につき10点
NETIS（新技術提供システム）への登録	1件につき 5点
熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録	1件につき 3点

ツ 労働安全に関する取組状況

区 分	点 数
平成 29 年（2017 年）1 月から平成 30 年（2018 年）12 月までの間における建設業労働災害防止協会熊本県支部又は林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部が実施した技能講習及び安全衛生教育の受講状況	出席人数1人につき1点（10点まで）

※「林業・木材製造業労働災害防止協会」が実施する講習等は刈払機、玉掛、チェーンソー、クレーンの取扱いに係る講習等に限る。

テ 総職員数

区 分	点 数
平成 30 年度（2018 年度）経営事項審査の審査基準日における総職員数	総職員数 × 当該業種平均完成工事高 / 全業種平均完成工事高 × 1.2（60点まで）

ト 経営事項審査における技術者の評価を同一時点の評価に補正

(平成30年(2018年)9月30日現在)

区 分	点 数
審査基準日(決算日)以降の技術者の増減に応じ 経営事項審査の総合評定値影響分を補正	(9/30時点のZ1 - 経審時 のZ1) × 0.8 × 0.25

※点数が負の数値の場合は減点となる。

ナ 企業合併の状況

(平成26年(2014年)5月31日までに合併等を行った者)

区 分	点 数
企業合併後3年を経過する年度まで	総合点数の15%を加算
企業合併後5年を経過する年度まで	総合点数の10%を加算

(平成26年(2014年)6月1日から平成30年(2018年)3月31日までに合併等を行った者)

区 分	点 数
①合併等の日の前日における技術者を半数以上承継 する場合 企業合併後3年を経過する年度まで 企業合併後5年を経過する年度まで	総合点数の15%を加算 総合点数の10%を加算
②合併等の日の前日における技術者を1人以上半数 未滿承継する場合 企業合併後3年を経過する年度まで 企業合併後5年を経過する年度まで	総合点数の10%を加算 総合点数の5%を加算

(平成30年(2018年)4月1日以降に合併等を行った者)

区 分	点 数
①合併等の日の前日における技術者を半数以上承継 する場合 企業合併後3年を経過する年度まで	総合点数の10%を加算
②合併等の日の前日における技術者を1人以上半数 未滿承継する場合 企業合併後3年を経過する年度まで	総合点数の5%を加算

※「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」
(平成30年(2018年)4月1日以降は「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する
特例要領」)に基づき、平成31年(2019年)2月28日までに適用申請及び継続申請を
行い、特例措置の適用を受けている者を対象とする。

ニ 残留措置の適用

平成30年度(2018年度)名簿における等級よりも上位に位置づけられた場合、従前の
等級に留まることを希望し、あらかじめ残留措置適用申請書を提出した者については、残留
措置を適用する。